

秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証制度

制度目的

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、中小・小規模事業者への支援を行うため、秋田県の制度融資を活用し、売上高が減少した方が民間金融機関でも実質無利子・無担保・据置期間最大5年間・保証料の減免を受けることができる制度を創設しました。

制度概要

保証対象者

県内に事業所等を有する方で、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者の方が対象です。

- (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(セーフティネット保証4号)
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(セーフティネット保証5号)
- (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(危機関連保証)

貸付限度額

6,000万円

貸付期間

10年以内(据置期間5年以内)

資金使途

経営の安定に必要な事業資金

担保

原則として無担保とします。

連帯保証人

原則として、法人は代表者、個人事業主は不要です。

次の要件を満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除できます。

- ①直近の決算書が資産超過であること
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

また、上記の取扱いを希望する場合、「経営者保証免除対応確認書」の提出が必要です。

信用保証料

借入金額に対し、0.85%。経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%。

★保証対象者の(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の方、(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者の方については全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助します。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となります。

貸付利率

★保証対象者の(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の方、(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者の方については貸付から3年の間に生じる利子については秋田県より補給を行います(実質無利子)。

4年目以降は、保証対象者(1)又は(3)の認定の場合は年1.15%

(2)の認定の場合は年1.35%となります。

必要書類

保証協会所定の申込資料のほか、対象者(1)～(3)それぞれの規定による市町村長の認定書、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書が必要となります。

取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日保証申込受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとなります。

※各認定手続きについては各市町村へお問い合わせください。
本制度につきましては当協会窓口へお問い合わせください。